

家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家畜排泄物処理及び堆肥供給事業の継続を図るため支出する岡崎市家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この事業は、組織的、計画的な推進を図るため、家畜排泄物処理及び堆肥供給を目的に組織された農事組合法人葵堆肥センターを補助対象者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、農事組合法人葵堆肥センターが行う家畜排泄物処理の過程で必要とされる水分調整を目的とする副資材等の導入に係る事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費に対して交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の100分の30以内で市長が定める額とし、1,000円未満は切り捨て、予算の範囲内で支出する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業に着手する前までに岡崎市家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、承認を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、既に行った交付決定に対して新たに条件を付して内容、金額等の変更承認をすることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、承認を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、岡崎市家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業報告書
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

岡崎市家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先） 岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名.....

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください

家畜排泄物処理施設経営安定化事業について、次のとおり補助金を交付してください。

1 市費補助事業等の目的

2 市費補助事業等の内容

3 市費補助事業等の完了予定日
令和 年 月 日

4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎

5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

6 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他資料

様式第2号（第9条関係）

岡崎市家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名

代表者名.....

令和 年 月 日付け 岡崎市指令農第 号で補助金の交付決定がありました家畜排泄物処理施設経営安定化事業は、次のとおり完了いたしました。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 ￥ , -

精 算 額 ￥ , -

3 市費補助事業等の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 市費補助事業等の効果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他資料